

都道府県手話言語条例モデル案

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約や障害者基本法にもとづき、手話言語に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であつて、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。
- (2) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及、手話言語が使いやすい環境の整備を行わなければならない。

かつ、ろう者が手話言語により意思疎通を行う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話言語通訳者の協力を得て、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進を図るものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、この条例の目的と基本理念に対する住民の理解の促進、並びに手話言語の普及その他の手話言語を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、この条例の目的と基本理念に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進及び手話言語の普及に努めるものとする。
- 3 手話言語通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話言語に関する技術の向上、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

第2章 手話言語の普及

(計画の策定及び推進)

- 第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、手話がいやすい環境を整備するために必要な次の施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話言語の普及及び理解の促進のための施策に関する事項

(2) 手話言語による情報取得の施策に関する事項

(3) 手話言語による意思疎通支援の施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する〇〇県手話言語施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話言語を学ぶ機会の確保等)

- 第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話言語通訳者等と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話言語に関する学習会を開催する等により、その職員がこの条例の目的と基本理念を理解し、手話言語を学習するための取組を推進するものとする。

(手話言語を用いた情報発信等)

- 第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話言語を用いた情報発信を行うものとする。

- 2 県は、ろう者が手話言語をいつでも使え、手話言語による情報を入手できる環境を整備するため、手話言語通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話言語通訳者等の確保、養成等)

第 11 条 県は、市町村と協力して、ろう者がいつでも無償で手話言語通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制を確保するとともに、手話言語通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第 12 条 聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という）が通学する学校の設置者は、手話言語を学び、かつ、手話言語で学ぶことができるよう、教職員の手話言語の習得及び習得した手話言語に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び手話言語の意義に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援等に関する措置を講ずるものとする。

3 県は、この条例の目的及び手話言語の意義に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる 手引書の作成その他の措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第 13 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第 14 条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため 自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。

(手話言語に関する調査研究)

第 15 条 県は、ろう者、手話言語通訳者等が手話言語の発展に資するために行う手話言語に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 ○○県手話言語施策推進協議会

(設置)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、○○県手話言語施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 協議会は、委員〇人以内で組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、ろう者、手話言語通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 20 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 21 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 22 条 協議会の庶務は、〇〇部において処理する。

(雑則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。